

## 医事紛争のしおり

# 第2回シンポジウム 「会員の倫理・資質向上をめざして」 —ケーススタディから学ぶ医の倫理—

上記シンポジウムは本年2月15日、日本医師会で開催された。この報告は岡山県医師会報第1329号に掲載した。その中でケーススタディがグループによる討議で行われ私も参加した。

この例も内容のみ報告したが、再掲すると「診療時間内に来所したのに診療を断られた患者」として「子供の目の治療で、土曜日午後1時前（受付時間は午前9時から午後1時まで）に眼科診療所に行き診療を求めた。ところが、医師は他の患者の検査に時間がかかるとの理由で他の眼科を受診するように受付の職員を介して家族に伝えた。

「診療時間内にかかわらず、受付で断られた。少しでも医師に診てもらえれば納得するが、診もせずに他院に行くようにいわれたことに納得できない」という訴えが家族から医師会に寄せられた。

この例について、グループ8名で討議した。その中で出た意見は「医師自身が顔を出して少しでも事情説明すれば」「他眼科に連絡してあるからという」「〇〇分位待って下さい」「予約制にしたら」等の意見があった。

また、受付時間と診療時間の違い、大病院と診療所での受付時間の違い、応召義務について話し合ったが、一定の結論は出なかった。

見方によれば、大した問題ではないかもしれないが、考えさせられるケースと思われる。応召義務については、神崎理事が岡山県医師会報第1324号に森脇弁護士と質疑応答の形で書かれている。十分納得がいく。

古い歴史があり、条文で現状にそぐわなくなっているが、厳然としてあるわけで問題が起こる。

この会でも、参考資料として畔柳達雄・児玉安司・樋口範雄編「新・法律相談シリーズ 医療法律相談」（2008年3月）が配布され、その中で、

- (1) 県庁の所在する街で、眼科診療所を開設している医師です。夕方の診察時間終了間際に、30歳ぐらい女性が、高熱を出して痙攣している生後半年ぐらいの乳児を抱えて飛び込んできました。全く初めてみる患者とその家族です。小児は取り扱ったことがありません。専門外を理由に診療を断ることができますか。このような場合に医師はどのように対処すべきですか。
- (2) 自宅に隣接した場所で内科・小児科医院を開業している医師です。診療時間を終えて、8時頃から訪ねてきた友人と酒を飲みながら歓談していたところ、10時過ぎに近くのマニションに住む、数年前腎臓結石の治療した60歳の男性が、下腹部の激痛を訴えて自宅を訪れました。飲酒してかなり酔っていたので、玄関を開けずに家人を通

じてこの地域に開設されている夜間診療施設へ行くように指示しました。このような対応は間違っていますか。

上記の2問が載せられている。回答として畔柳弁護士は医師法19条1項は「診療に従事する医師は、診療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」とさだめています。いわゆる「医師の応召義務」の条文ともよばれ、医師にとって最も有名な義務規定の一つ、とした上で

- (1) 例の回答としては、眼科を標榜する医師が、自己の施設内にいて、まだ就業態勢にあるときに専門外の小児科患者の緊急診療を求められた例です。事案が発生した場所が県庁所在地ですから、現在であれば小児を扱う専門病院・救急搬送体制も、一般的に整備されていると思われます。緊急状態を呈する専門外患者の診療に応ずるべきか否かは、現実起きた事件をみると、それほど単純に割り切り答えることはできません。

後から結果論で判断すれば、診ないで直ちに専門家の手に委ねた場合がよい事例も少なくありませんし、反対に、とにかく診察して最小限の処置を講じてから専門家の手に渡したほうが良かったと言う場合も有るからです。

しかし、本件患者は、外形的には、緊急状態を呈しているのですから、医師は母親には専門外であることを告げた上で、まず診察して、できる範囲で緊急処置を講ずることが相当です。手があればその間、あるいは処置後に救急機関、小児専門病院などに連絡して、事後の診療を求めることが親切です。

- (2) の問題は、地域に夜間休日診療所が存在し、しかも時刻から考えて、医師はかなりの量飲酒していることが想像されます。そのことが事実とすれば、患者とやり取りした場所が診療所とは別の自宅であることなどから、家人が玄関を開けず事情および夜間休日診療所の所在を述べて対応したことは、法的には責められないと考えます。

この事案は以前に診た患者ですが、仮に直前まで腹部痛で通院治療していた患者が急変を訴えて訪れた場合には、完全に酩酊していれば別ですが、とにかく患者を診て、専門病院などへの紹介・転医を図ることが、診療契約上の義務として認められることも考えられます。

個々のケースは微妙な判断基準を含んでいると思いますが、皆様はいかが考えられますか？

(文責 中村理事)